平成２３年（フ）第３０号
宮城県登米市中田町石森字駒牽23番地
債務者　西坂　君江（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第５４号
福島県会津若松市材木町１丁目１番43号
債務者　橋本　一夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
群馬県前橋市粕川町深津255番地８
債務者　下田　明美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
群馬県伊勢崎市堀口町706番地
債務者　都丸のり子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
群馬県前橋市青梨子町1331番地　Ｊ―103号
債務者　今村　功一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
群馬県前橋市南町３丁目16番地２　Ｂ―302号
債務者　柴田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２号
群馬県前橋市上小出町３丁目24番地９　ウィステリアマンション313号
債務者　久保　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号
群馬県前橋市小相木町130―３　ＴＭパレス205号、住民票上の住所群馬県前橋市新前橋町17番地13　富澤ハイツ101号
債務者　渡邊　浩康
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
群馬県前橋市青柳町97番地１　室田ハイツ205号
債務者　小池　光子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８０号
群馬県前橋市西片貝町５丁目９番地８
債務者　窪田　正清
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮573番地１
債務者　関谷　健太
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８７号
群馬県前橋市青柳町849番地７　エステートピア青柳207号
債務者　下田　博子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
群馬県高崎市上並榎町305番地４　アルカディアＣ102号
債務者　齊藤　良明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３３号
群馬県高崎市上並榎町305番地４　アルカディアＣ102号
債務者　齊藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１２号
千葉市中央区宮崎町663番地２　フェリス蘇我410号
債務者　井石久美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１号
相模原市中央区淵野辺２丁目31番18号
債務者　宮澤　達也
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３０３号
相模原市緑区元橋本町26番８号　橋本荘29号室
債務者　佐藤　敏雄
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部